

低たんぱく質食品について

2008年3月14日

特別用途食品制度のあり方に関する検討会

委員 中尾 俊之(東京医科大学腎臓内科)

①慢性腎不全治療において低たんぱく質食品の使用は不可欠

慢性腎不全患者さんが透析療法を長期間にわたり回避しようとする場合、低たんぱく食事療法は極めて有効です。また、一旦透析療法が必要となった患者さんにおいても低たんぱく食事療法により、透析治療を受ける頻度を減らすことができます。このような低たんぱく食事療法を正しく実施するには、「低たんぱく質食品」は必要不可欠です。

②メーカーが「低たんぱく質食品」と称して販売する製品のうち、特別用途食品として許可されていないものは、その旨を明記すべき

特別用途食品として許可されていない「低たんぱく質食品」が出回っています。現時点では、許可されていない製品で問題を生じた事例はありませんが、将来は怪しげなものが出まわらないとはかぎりません。許可されていない製品では、「本品は、厚生労働省許可の特別用途食品（病者用食品）ではありません」と明記すべきと考えます。

③許可された「低たんぱく質食品」購入に対する経済的負担の軽減策を推進すべき

低たんぱく質食品使用による食事療法により、透析治療の機会が減らせるわけですから、国家的にみれば医療費支出の抑制につながります。しかし低たんぱく質食品は一般の食品と比較すると価格が高く、購入には患者側の経済的負担が増大しています。腎不全治療において「低たんぱく質食品」は必要不可欠ですので、健康保険で支払いの対象となることが適当と思いますが、それが直ぐには無理でしょうから、別のなんらかの負担軽減策も検討すべきと考えます。